

十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月
十和田地域広域事務組合教育委員会

十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、十和田地域広域事務組合学校給食センター（以下「給食センター」という。）において、調理業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル（企画提案）方式（以下「プロポーザル」という。）により、参加事業者に提案を求め、安全安心でおいしい給食を提供する調理事業者を適正、公正に選定する手続きについて、必要な事項を定めたものである。

なお、本実施要領と併せて公表する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「実施要領等」と定義する。

仕様書：当組合が事業者 requests する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

評価基準：事業者を評価し選定するための基準を示すもの

関係資料：施設配置図、施設平面図、調理機器等一覧表、仕様書付属資料をいう。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託

(2) 業務の目的

安全安心でおいしい給食を児童生徒に提供するため、業務効率のほか、優れた調理技術及び衛生面に関する豊富な知識と管理能力を有する民間事業者 to 調理業務を委託する。

(3) 対象施設

①十和田・六戸学校給食センター

所在地	十和田市東二十一番町 33 番 11 号
開設（竣工）	平成 11（1999）年 3 月
建物構造	鉄骨造一部 2 階建
運用方式	ドライシステム
調理品目	1 献立制（主食と副食概ね 3 品／日調理）
供給学校数	小学校 12 校、中学校 9 校、義務教育学校 1 校 計 22 校
調理食数	約 5,200 食／日（アレルギー対応食なし）
調理稼働日数	約 200 日／年
給食提供開始予定日	令和 9 年 4 月 8 日

②十和田湖畔学校給食センター

所在地	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部 420 番地
開設（竣工）	昭和 59（1984）年 11 月
建物構造	鉄骨造平屋建
運用方式	ドライシステム
調理品目	1 献立制（主食と副食概ね 3 品／日調理）
供給学校数	小学校 1 校、中学校 1 校 計 2 校
調理食数	約 15 食／日（アレルギー対応食なし）
調理稼働日数	約 200 日／年
給食提供開始予定日	令和 9 年 4 月 8 日

(4) 業務内容

詳細は「十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

○業務概要

- ①物資の検収業務
- ②調理業務
- ③保存食の採取・食材の管理業務
- ④配缶・配送・回収業務（※配送・回収業務は別委託業者のトラックに同乗）
- ⑤洗浄消毒業務
- ⑥残滓等の集積業務
- ⑦施設・設備・機器の清掃と日常点検、環境整備業務
- ⑧その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・施設設備等の法令点検・保守業務
- ・廃棄物収集処理業務

○委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、契約日から令和9年3月31日までを業務委託の準備期間とし、委託者と協議のうえ、受託者の負担において委託業務開始までに万全な態勢を整えるものとする。

(5) 提案上限額

5年間総額（税込） 1,056,995,000円

【内訳】

令和9年度	197,249,000円
令和10年度	203,398,000円
令和11年度	211,355,000円
令和12年度	219,312,000円
令和13年度	225,681,000円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案見積金額はこの提案上限額を超えてはならない。

2 プロポーザル参加資格要件等

(1) 資格要件

応募事業者は、次の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②青森県内または東北管内に本社、支社または営業所があり、青森県内の学校給食調理施設において調理業務の受託実績があること。
- ③日本国内における一つの学校給食調理施設での一日あたりの平均食数が 5,000 食以上となる実績を 3 年以上有し、かつ令和 8 年 10 月 1 日現在においてその該当する施設で調理委託業務の契約が継続中であること。
- ④緊急時の連絡体制が整備されていること、また、緊急事態に迅速かつ確実に対応できる代替策が講じられること。
- ⑤令和 5 年 4 月以降に、学校給食調理業務において食品衛生法に基づく営業禁止または営業停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策について書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合はこの限りではない。
- ⑥会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦国税、県税、市町村税に滞納がないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑨製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- ⑩契約時に本業務に対して、当組合が認める業務履行保証人を確保できること。
- ⑪地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、プロポーザル参加申込書の提出日を基準とする。

(3) その他

- ①給食センターが提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ②本実施要領に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

3 募集等のスケジュール

No.	内 容	日 程
1	事業者募集及び公表	令和8年10月27日（火）
2	質問受付期間	令和8年10月27日（火）～11月2日（月）17時（必着）
3	質問書に対する回答	令和8年11月9日（月）まで
4	参加申込書受付期間	令和8年11月9日（月）～11月16日（月）17時（必着）
5	参加資格審査及び結果通知	令和8年11月19日（木）まで
6	提案書等の受付期間	令和8年11月20日（金）～11月27日（金）17時（必着）
7	プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年12月9日（水）（詳細は別途通知）
8	審査結果通知	令和8年12月11日（金）まで
9	業務委託に関する打合せ	令和8年12月11日（金）～
10	契約締結	令和8年12月28日（月）まで
11	業務開始に向けた事前準備、 引継ぎ	契約締結日～令和9年3月31日（水）
12	業務開始	令和9年4月1日（木）

4 実施要領等の公表

(1) 公表方法

実施要領等に関する資料は、十和田地域広域事務組合のホームページにおいて公表する。実施要領に係るヒアリング、説明会及び施設見学会は実施しない。

(2) 公表資料

- ①十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ②十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託様式集
- ③十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託仕様書
- ④十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準
- ⑤施設配置図、施設平面図、調理機器等一覧表
- ⑥仕様書付属資料 ※参加申込書を提出後に配付。

5 質問の受付と回答方法

(1) 質問の受付

- ①本実施要領等に関する質問は、質問書（様式第1号）に記載し、担当部署宛てに、令和8年10月27日（火）から11月2日（月）17時まで（必着）に電子メールで提出すること。
※ 件名には「学校給食調理業務委託質問書（会社名）」と明記すること。
- ②質問書の送信時には、必ず電話により給食センターが受信したことの確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年11月9日(月)17時までに十和田地域広域事務組合ホームページにて公開する。

ただし、質問の内容によって、本プロポーザルによる業者選定に公平性が保てない場合は回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。

6 参加申し込みの手続及び参加の辞退

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。なお、提出書類等の様式は、当組合のホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

No.	様式	書 類	部数
1	第 2 号	プロポーザル参加申込書	1 部
2	第 3 号	会社概要調査票	12 部
3	—	会社の沿革・組織等が分かる書類 (※パンフレット等可)	12 部
4	—	法人登記事項証明書	1 部
5	—	経営状況を証明する書類 (直近 1 期分) (貸借対照表、損益計算書 (または収支計算書)、財産目録、事業報告書)	1 部
6	—	納税証明書 (国税、県税、市町村税に滞納がないことの証明) 国税：納税証明書 (その 3 の 3) ※本社所在地の市町村及び管轄税務署が発行し、提出日から 3 か月以内のもの。	1 部
7	—	生産物賠償責任保険証券等 (写)	1 部
8	第 4 号	学校給食調理業務受託実績書	12 部
9	第 5 号	参加資格要件確認書	1 部

※No. 2、3、8 の書類については、提案書による評価においても使用する。

(2) 提出期限

令和8年11月9日(月)～11月16日(月)17時(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送すること。

様式第2号、第3号、第4号、第5号については、必要事項を入力し、電子メールでも提出すること。

(4) 参加承認

①令和8年11月19日(木)17時までに電子メールで通知する(書面でも送付)。

②承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、上記①の日時までに連絡がない場合は、令和8年11月20日(金)12時までに担当部署宛てに電話確認すること。

(5) 参加の辞退

応募を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式第15号)の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退できる。

7 企画提案書及び提出方法

参加者は、最適な方策を企画提案書により作成し、期日までに提出すること。なお、提出書類等の様式は、当組合のホームページからダウンロードすること。

(1) 提案件名

「十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託企画提案」

(2) 提案書の規格等

- ①提案書は1社につき1件とし、15枚以下とすること(表裏30ページ・表紙を含む)。
- ②A4判・縦型・横書き・両面印刷・左綴じで作成し、表紙、目次(※項目にページ番号を付すこと)、様式ごとにインデックスを貼り、下段にページ番号を付けること。
※プロポーザル企画提案届出書と見積関係書類は、綴じずに別途提出すること。
- ③既存書類を添付する必要がある場合などは、A3判の折り込みも可とする。
- ④提案内容は、その考え方や手法、方策等を文章、表、図等を用いて、具体的かつ簡潔、明瞭に記述すること。
- ⑤プロポーザル企画提案届出書と見積関係書類以外の提案書には、会社名及び会社名が特定されるようなマーク等を記載しないこと。

(3) 提案書の提出書類

No.	様式	書 類	部数 (正本)	部数 (副本)
1	第6号	プロポーザル企画提案届出書	1部	—
2	第7号	学校給食に対する考え方に関する提案書	1部	11部
3	第8号	安全・衛生管理に関する提案書	1部	11部
4	任意	(※第8号関係書類)作業工程表及び動線図	1部	11部
5	第9号	危機管理に関する提案書	1部	11部
6	第10号	調理業務従事者の体制、研修に関する提案書	1部	11部
7	第11号	供給開始に向けた準備についての提案書	1部	11部
8	第12号	その他独自の取り組み等に関する提案書	1部	11部
9	第13号	見積提案書	1部	—
10	第14号	見積提案内訳書	1部	—

(4) 提出部数

紙媒体で上記部数を提出するとともに、電子データで媒体に納めて提出すること。

(5) 提出期限

令和8年11月20日(金)から11月27日(金)17時まで(必着)

(6) 提出方法

持参、郵送または宅配(いずれも提出期限必着のこと)

(7) その他

- ①提出した書類等は返却しない。
- ②企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

8 企画提案書の内容説明

(1) 日時

令和8年12月9日(水) 10時から開始予定(詳細は別途通知)

(2) 場所

十和田市役所

(3) プレゼンテーション・ヒアリング時間

プレゼンテーションは企画提案書により提案説明を行い、説明時間は15分程度とし、その後、ヒアリング(質疑応答)を行う(説明・質疑を含め20分程度を予定)。

(4) 応募事業者の出席者

1 応募事業者につき3名以内を予定

(5) 留意事項

- ・ 応募事業者は、提出した提案書を基に説明を行い、追加資料は認めない。
- ・ パワーポイント等パソコンを使用して説明する場合は、各自持参すること。
なお、スクリーンとプロジェクターは、給食センターでも準備する。
- ・ プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

9 審査概要

十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書の内容、見積書をそれぞれ評価する。評価基準による審査のうえ、合計評価点が最も高い事業者を第1受託候補者とし、次に評価点が高い者を第2受託候補者とする。

(1) 審査

- ① 選定委員会は、応募事業者を対象に1者ずつプレゼンテーション及びヒアリングにより提出された企画提案書の評価を行う。
- ② 受託候補者の選定にあたり、評価点が同点の者が2以上あるときの対応
 - ア 提案者それぞれの評価点が同じで見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
 - イ 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、当組合職員が代わってくじを引き順位を決定する。
- ③ 有効な提案者が1社のみのときは、選定委員の平均評価点が60点以上の場合、その者を第1受託候補者とする。

(2) 評価基準

評価基準は別紙「十和田地域広域事務組合学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおりとし、選定委員会の委員は当該基準により応募事業者の提案を評価する。なお、委員1人の持ち点は見積提案書による評価を含め100点とする。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和8年12月11日(金)までに十和田地域広域事務組合ホームページ上にて、第1受託候補者と第2受託候補者の評価点数を公表する。ただし、第2受託候補者の名称は除く。また、応募事業者全員にメール及び文書で評価結果を通知する。

なお、選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

10 失格事項

参加申込書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

- (1) 企画提案書等が提出期日を過ぎ提出された場合
- (2) 見積価格が委託上限額を上回る場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる場合
- (4) 応募事業者が不渡手形または不渡小切手を出した場合
- (5) 同一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- (6) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- (7) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (8) 虚偽の内容が記載されている場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 著しく信義に反する行為があった場合
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う団体であった場合

11 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額については、当組合との協議で決定する。なお、第1受託候補者との交渉が不調に終わった場合、第2受託候補者と交渉する場合がある。

12 その他

- (1) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- (2) プロポーザルにかかる経費は、すべて応募事業者の負担とする。
- (3) 提出書類等は、一切返却しない。
- (4) 提出書類の提出後の変更、差替え、再提出は認めない。ただし、当センターが必要と認める場合を除く。
- (5) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報やその他守秘すべき情報を他に漏らしてはいけない。
- (6) 応募事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、給食センターは当該事業選定に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するができるものとする。
- (7) 給食センターが提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用するを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、給食センターの了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。
- (8) 十和田地域広域事務組合情報公開条例（平成14年3月7日条例第1号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、予め文書により表記すること。
- (9) プロポーザルの日程は、都合により変更する場合がある。

13 問い合わせ先及び書類の提出先

十和田地域広域事務組合 学校給食センター

住 所： 〒034-0014 十和田市東二十一番町 3 3 番 1 1 号

電 話： 0176-23-5375

F A X： 0176-23-5376

E-mail： tr94@tempo.ocn.ne.jp

URL： <http://www.towada-kouiki.jp/>